

第1章

計画策定の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と役割
- 3 計画の期間
- 4 計画の進行管理
- 5 県民の参画と協働による計画の推進





1 計画策定の趣旨

本県の農業及び農村は、豊かな自然環境のもと、農畜産物の生産と安定供給、県土の保全、水資源のかん養、生産活動を通じたふるさとの原風景の保全や食文化の形成など、多様な役割を發揮することにより、県民や地域を訪れる人々に明日への活力とやすらぎを提供してきました。県では、このような役割を一層高めるため、平成 19 年（2007 年）に平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「長野県食と農業農村振興計画」を策定し、農業・農村を取り巻く諸課題に対応しつつ、多くの県民や関係機関の協力を得て、5 つの基本方向に沿って施策を展開してきました。

しかしながら、農業者の高齢化による農業構造の変化は一層加速し、経済情勢の悪化による農産物価格の低下、国際的な農業生産資材の高騰、IT の高度化と広がりによる物流と消費者志向の多様化、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による消費者の安全・安心志向の高まりなどに加え、国においては国際経済連携の拡大議論を展開しつつ、経営所得安定対策等の導入や人・農地プランの作成などの大型施策を打ち出すなど、農業・農村を取り巻く様々な環境は急速に変化しています。

このような今までに経験したことのない大きな情勢変化を農業・農村の構造改革への転換点と捉え、一人ひとりが農業・農村の持つ様々な資源や先人から引き継いだ知恵・技術にさらに磨きをかけ、未来に向かって新たな扉を開くことにより、持続可能な農業・農村を創造していく必要があります。

本計画は、このような視点に立ち、本県の食と農業・農村の振興に向け、将来のめざすべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「長野県食と農業農村振興の県民条例」（以下「県民条例」という。）第 9 条の規定により策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、県民各層の意見を反映し、県民条例第 9 条第 2 項及び第 25 条の規定による「長野県食と農業農村振興審議会（以下、「審議会」という。）の審議を経て知事が定めるもので、本県の食と農業・農村に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、消費者を問わず、全ての県民の「食」と「農」に関する指針となるものです。

3 計画の期間

平成 25 年度（2013 年度）を初年度とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標年とする 5 か年計画です。長野県総合 5 か年計画と一体的な推進を図ることとし、社会情勢の変化、施策の効果に関する事業評価を踏まえ、現状を確認しつつ、情勢が激変した場合には、その時点で所要の見直しを行います。

4 計画の進行管理

この計画に基づき、県が講じた食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況については、県民条例第 8 条の規定により、毎年度作成する年次報告により長野県議会に報告し、公表します。

また、この計画に基づき実施する施策については、毎年度の事業評価の結果を踏まえ、見直しや改善を行い、より効果的で実効性のある施策の推進を図ります。

なお、毎年度「審議会」・「地区部会」において意見を聴取し、必要な措置を実施しながら、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。

5 県民の参画と協働による計画の推進

食と農業・農村の振興に関する施策は、県民の食生活や地域経済社会の幅広い分野に関係することから、その推進には関係団体等の密接な連携が必要であり、市町村、農業団体、食材を扱う事業者、農業者、消費者等の主体的な「参画」と、県民と行政並びに農業者と消費者との「協働」を基本姿勢として、条例に規定された責務・役割を持って県民が一体となり計画を推進します。

(1) 農業者の役割

農畜産物の生産を通じ、食料の安定供給と生産活動を通じた農地・用水路など農村資源の維持・保全等の主体としての役割を担います。

また、農業経営にあたっては自らの目標たる夢を持ち、農業情勢を踏まえた経営構造の転換、市場の動向や消費者ニーズの的確な把握による新たな品目導入・品質改善などの創意工夫、消費者に信頼される安全で安心な質の高い農産物の供給など新たなステージへ挑戦し、その活動により新たな雇用の創出や地域の活性化に努めるとともに、本県の豊かな自然環境に配慮した農業生産を実践することが期待されます。

(2) 農業団体の役割

農業者の夢の実現への支援や本県の強みである産地機能の維持、また、農業者等とともに主体となって農村コミュニティ機能を維持・構築する役割を担います。

農畜産物の流通や消費者の志向が多様化する中で、農業者と消費者、農村コミュニティと他産業等との連携をコーディネートし、農業者の新たなステージへの挑戦、農村コミュニティにおける都市部との交流や新たなビジネスへの取組を創出することが期待されます。

また、組織の機能強化・効率化を進め、各団体の果たすべき役割を十分に発揮するとともに、各団体が連携し活動することが期待されます。

(3) 農産物の流通・加工・販売を行う事業者の役割

本県産農畜産物の特色を生かして、消費者に対し安全な食品を供給するとともに、農業者や農業団体と積極的に連携しつつ、本県農畜産物の利用促進、商品開発、県内外への情報発信を行う役割を担います。

また、農業者・農業団体と連携した産地づくり、農業への参入などにより本県の農地等を地域の農業者等とともに有効に活用することが期待されます。

(4) 市町村の役割

県民や農業者にとって一番身近な行政機関として、地域の食と農業・農村の振興の方向性を明確にし、関係機関・団体、農業者、消費者等と連携し、地域農業の振興及び地域の活性化に向け主体的に行動する役割を担います。



(5) 消費者・県民の役割

美しい農村の維持や旬の農産物が地元で購入できることは、本県の豊かな自然と営農活動の継続の上に成り立つものであることを理解し、自らも一員であるべきことを認識した上で、棚田保全などの農村環境保全活動や、地産地消運動、食育ボランティア活動などへ積極的に参加し、農業者と協働し農村コミュニティを支える役割を担います。

また、健全で豊かな食生活の実践、伝統的な食文化、地域固有の郷土料理など、食と農に関する正確な知識を習得するとともに、その知識を次代へと継承することが期待されます。

(6) 県の役割

この計画のめざす将来像の実現に向け、農業者及び関係者に対し効率的で実効性のある施策を実施します。

また、県民の主体的な参画と協働を促すため、国、市町村、農業団体などと連携し、的確な情報提供や技術・財政的な支援を行うとともに、条例に規定された理念の共有に努めます。